

2014年 1月29日

大阪市立弘済院長
二 川 進 様

大阪市職員労働組合弘済院支部
支 部 長 池 田 尚 史

2014年度業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れ

高齢者を取りまく医療・福祉の環境は年々大きく変化し、市民ニーズも多様化・複雑化しています。こういった状況のもと、市民の安心・安全な生活を保障するためには、セーフティネット機能の構築が重要な課題であり、このことは自治体として果たすべき重要な責務であるといえます。

弘済院は、事業発足以降それぞれの時代に応じた医療・福祉サービスを提供してきましたが、現在新たな市民ニーズに対応するためのとりくみが求められています。

いずれにしても、2014年度の業務執行体制の内容によっては、職員の勤務労働条件に大きく影響することから、地方公務員法第55条にもとづいて、勤務労働条件の確保に関する申し入れを行いますので、交渉事項として誠意を持って対応されるよう求めます。

記

1. 2014年度事務事業の執行体制にかかわって、職員の勤務労働条件を確保すること。
また、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は誠意をもって協議を行うとともに、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編等を決定した場合については、適切な方法で情報提供を行うこと。
2. 一般事務・技術職以外の免許職員等にかかる総枠について、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は協議を行うこと。

以 上